

福岡県公報

令和元年9月3日
第 35 号

目次

告示 (第253号 - 第257号)

○不服申立ての裁決の公示送達について	(保護・援護課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
公 告	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 3
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 3
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 3
○平成31年度技能検定(随時実施)の実施職種(作業)及び実施方法等の変更	(職業能力開発課) …………… 4
○令和元年度技能検定(後期実施)の実施	(職業能力開発課) …………… 4
○有明海の再生に関する福岡県計画の変更	(漁業管理課) …………… 7
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 9
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 9

○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 9
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 10
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 10
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 11
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 11
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 12
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 12
○落札者等の公示	(財産活用課) …………… 12

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第二課) …………… 13
------------------	-------------------------

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 17
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課) …………… 17
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課) …………… 18

告 示

福岡県告示第253号

行政不服審査法(平成26年法律第68号)第51条第2項ただし書及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 送達を受けるべき者の住所及び氏名
現所在不明
審査請求人 田中 大吾
- 公示事項
上記の者から提起のあった審査請求について、当県は裁決をしましたが、審査請求人の所在が不明のため、同人に裁決書の謄本を送付することができません。当該裁決

書の謄本は当県担当課（福岡県福祉労働部保護・援護課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該裁決書の謄本を受領しないときは、令和元年9月18日の経過をもって当該裁決書の謄本の送達があったものとみなされます。

福岡県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	鳥 栖 朝 倉 線	前	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで	5.4 ～ 9.7	52.7
			前	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで	4.0 ～ 14.5	67.9
			後	朝倉市長田1157番4先から 朝倉市長田1191番先まで	5.4 ～ 9.7	52.7

福岡県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	八 女 香 春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山5420番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5416番先まで

福岡県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	八 女 香 春 線	前	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで	6.4 ～ 16.7	217.1
			後	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで	6.4 ～ 16.7	217.1
			後	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで	6.8 ～ 12.9	219.4

福岡県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年9月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女 香春線	朝倉市杷木星丸828番4先から 朝倉市杷木星丸953番1先まで

公 告**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 処分を受けた事業者
 - 名称
日本プロダクト株式会社
 - 所在地
福岡市南区大楠一丁目1番1号
 - 代表者
代表取締役 倉掛 和俊
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日
令和元年8月21日
- 処分の理由
日本プロダクト株式会社は、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至った。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称
人事給与システム用ソフトウェアの賃貸借
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和元年7月17日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社 J E C C
 - 住所
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
53,753,040円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札広告日
令和元年6月4日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熱流体可視化システム（備出4） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社ユーエスアイ
 - (2) 住所
福岡市南区井尻一丁目7番5号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
44,770,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

平成31年3月1日付けで告知した平成31年度技能検定（随時実施）の随時2級の実施職種（作業）及び実技試験の技能検定の実施方法等を令和元年9月3日付けで次のとおり変更する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施職種（作業）

随時2級

変更前	建築板金（ダクト板金作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、とび（とび作業）、型枠施工（型枠工事作業）及び鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
変更後	さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（フライス盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

2 技能検定の実施方法等

実技試験

	実施日	技能検定試験手数料	場 所
変更前	平成31年4月1日（月曜日）から平成32年3月31日（火曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	17,900円	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
変更後	平成31年4月1日（月曜日）から令和元年9月30日（月曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	17,900円	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
	令和元年10月1日（火曜日）から令和2年3月31日（火曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	18,200円	

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

令和元年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び

鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及び工業包装（工業包装作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級

バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	12,100円

(イ) 2級又は3級を受検する平成31年4月1日（月曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び（ウ）に該当する者を除く。）	9,200円
(ウ) 3級を受検する平成31年4月1日（月曜日）時点で35歳未満の訓練生又は在校生	3,100円

イ 実施日及び場所

実施日	場所
令和元年12月6日（金曜日）から令和2年2月16日（日曜日）までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和元年11月29日（金曜日）に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和2年1月26日（日曜日）	
(イ) 3級 電気機器組立て、内燃機関組立て及び配管		
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラス		

チック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図 (ウ) 3級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、和裁、家具製作及び機械・プラント製図 (エ) 単一等級 バルコニー施工	令和2年2月2日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	令和2年2月5日（水曜日）	
(ア) 1級及び2級 ロープ加工、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、樹脂接着剤注入施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、自動ドア施工、電気製図、塗装及び工業包装	令和2年2月9日（日曜日）	
(イ) 3級 機械加工、機械検査、プリント配線板製造、建築大工及び電気製図		

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和元年10月7日（月曜日）から同月18日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和元年10月18日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、令和2年3月13日（金曜日）に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号 813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3603）に対して行うこと。

公告

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備えて置いて縦覧に供する。）

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和元年8月9日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルキョウ柳川店

(2) 所在地 柳川市下宮永町中の古賀154番1

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社マルキョウ	代表取締役 富松 俊一	大野城市山田五丁目3番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社マルキョウ	代表取締役 富松 俊一	大野城市山田五丁目3番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年4月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,265平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側及び東側	97

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北側	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	50
建物北側	50
合計	100

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	13.52

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時30分～午後11時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時00分～午後11時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	店舗敷地東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アクロスプラザ春日南

(2) 所在地 春日市星見ヶ丘一丁目72番、73番、74番、75番、76番、77番

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
春日市	平成28年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	光町	令和元年8月22日
田川郡香春町	平成26年度から平成27年度まで	地籍図及び地籍簿	大字香春の一部	令和元年8月22日
田川郡香春町	平成27年度から平成28年度まで	地籍図及び地籍簿	大字鏡山の一部	令和元年8月22日
田川郡添田町	平成20年度から平成30年度まで	地籍図及び地籍簿	大字添田の一部	令和元年8月22日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市西隈二丁目9番2、9番7及び9番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
那珂川市西隈二丁目7番10号
有限会社米田建設
代表取締役 米田 竜治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市光岡五反田542番1から542番3まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
申請者
住所 北九州市八幡東区中尾一丁目12番5号
氏名 東 泰次
住所 福岡市博多区相生町三丁目3番41号
氏名 高田 正穂

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その1（知事公舎外12施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
総務部財産活用課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
九州電力株式会社
(2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
47,712,664円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その2（久留米高等技術専門校外14施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称

総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年8月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

62,956,404円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県有施設電力供給その3（福岡県立美術館外12施設） 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年8月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

80,558,656円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県有施設電力供給その4（福岡東総合庁舎外15施設） 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年8月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社

- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
90,884,346円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その5（職員研修所外9施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
総務部財産活用課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
九州電力株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
117,623,258円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その6（公文書館外15施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称
総務部財産活用課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名
九州電力株式会社
- (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
112,552,868円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その7（保健環境研究所外15施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
総務部財産活用課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
163,824,761円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その8（粕屋新光園外6施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
総務部財産活用課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
九州電力株式会社
 - (2) 住所
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
29,343,192円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和元年6月25日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年9月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福岡県有施設電力供給その9（消防学校外4施設） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

総務部財産活用課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和元年8月14日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

九州電力株式会社

(2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

50,837,291円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年6月25日

監査委員

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年9月3日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1 県土総第703号
令和元年8月13日

福岡県監査委員

藤山泰三様
行正晴實様
岩崎勇海様
長裕海様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 苅田港務所	県土整備使用料等において、調定の会計年度を誤っていた。	平成31年3月分の船舶の入港料、岸壁使用料については、使用者に対し可能な限り年度内に申請を行うよう要請したが、月末使用分については申請が間に合わず、同年4月一部の調定を繰り越さざるを得なかった。 可動橋使用料については、平成31年3月分の使用料を同月中に調定した。 また、令和元年6月に新たに、港湾施設管理条例の事務処理要綱を定め、事前に使用期間を把握することが困難な場合に限り、使用実績が確定した月の翌月に一括して申請することを認め、これに基づき調定する

		<p>こととした。</p> <p>なお、本庁県土整備総務課から部内の各所属に対し、本件の周知を行うとともに、自己点検を実施した。</p>
--	--	--

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	<p>支払決定において、支出命令の決裁前に支払決定を行っていた。</p>	<p>支払決定については、入力作業の際に必要なUSBキーを出納員のみ開錠できる金庫で管理した上で、支出命令の決裁後に、全て出納員が自ら行うこととした。</p> <p>なお、部内の各所属に対し、財務会計研修への参加の徹底を文書により通知するとともに、不適正な会計処理に対する注意喚起を行った。</p>
県土整備部	<p>河川護岸工事において、指示と異なる施工が行われていた。</p>	<p>工事打合せ簿、変更指示書等が適切に請負業者と取り交わされているか、週1回開く係会議で係長が全て確認することとした。</p> <p>また、起工変更決裁時には工事打合せ簿、変更指示書、材料承認願い、段階確認書等により設計変更内容と整合がとれているか係長及び課長が中心となって確認することとした。</p> <p>なお、部内の各所属に対し、上司による指導確認を徹底するよう要請した。</p>
県土整備部	<p>道路占用許可において、長期間にわたり許可を行っていないかった。</p>	<p>更新許可が漏れていた電柱等については、平成29年4月に占用許可を行い、遡及して占用料を徴収した。</p> <p>更新漏れを防止するため、更新許可が必要な占用物件と、道路占用台帳と</p>

		<p>の突合を年度末に行い、更新漏れがな いか係長及び課長が中心となって確 認をすることとした。</p> <p>また、調定遅延を防止するため、許 可申請書の受付時に、受付簿へのデー タ入力を確実にし、係長及び課長が 中心となって、受付簿に基づき適時許 可申請の処理状況を確認することと した。</p> <p>なお、部内全出先機関に対し、適切 な事務処理を行うよう文書により通 知した。</p>
県土整備部	道路占用許可において、 長期間にわたり許可を行 っていないかった。	<p>更新許可が漏れていた共架電線に ついては、平成29年4月に占用許可 を行い、遡及して占用料を徴収した。</p> <p>共架電線に係る占用許可手続の漏 れを防止するため、占用法人に対し て、毎年度末を目処に共架電線の明細 書を各県土整備事務所に提出するよ う通知した。</p> <p>各県土整備事務所では把握してい る共架電線の占用許可数量と占用法 人が提出した共架電線の明細書の照 合を行い、不一致がないことの確認を 徹底することとした。</p> <p>また、調定遅延を防止するため、許 可申請書の受付時に、受付簿へのデー タ入力を確実にし、係長及び課長が 中心となって、受付簿に基づき適時許 可申請の処理状況を確認することと した。</p> <p>なお、部内全出先機関に対し、適切 な事務処理を行うよう文書により通 知した。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第187号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年9月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和元年10月30日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地29 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、9月30日までの申込みの場合は手数料6,800円（福岡県領収証紙）を、10月1日以降の申込みの場合は、福岡県警察関係手数料の一部改正（令和元年10月1日施行）に伴い、手数料6,900円（福岡県領収証紙）を、それぞれ申込みの際に納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第188号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和元年9月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
令和元年10月4日（金） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
令和元年10月18日（金） 午後1時30分～午後4時30分	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
令和元年10月21日（月） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第189号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和元年9月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年11月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
令和元年11月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和元年11月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和元年11月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、9月30日までの申込みの場合は手数料12,300円（福岡県領収証紙）を、10月1日以降の申込みの場合は、福岡県警察関係手数料条例の一部改正（令和元年10月1日施行）に伴い、手数料12,700円（福岡県領収証紙）を、それぞれ申込みの際に納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。